# 高浜市キャッシュレス端末等導入業務委託 提案要求仕様書

#### 1 業務目的

窓口における証明書手数料等の支払いにおいて、キャッシュレス決済が可能となるよう整備することで、来庁者の利便性の向上を図る。また、市民が決済手段を選択し、支払い処理をすることができる自動釣銭機付きセミセルフレジを導入することで、業務の効率化を図ることを目的とする。

# 2 業務委託名

高浜市キャッシュレス端末等導入業務委託

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで

※令和6年10月1日(火)を本稼働予定日とし、令和7年3月31日(月)までは、設置機器の保守を行うものとする。

# 4 機器等設置場所

施設名及び住所	設置場所	設置数	機器構成
高浜市役所本庁舎 高浜市青木町四丁目1番地2	税務グループ (1階) 市民窓ログル ープ(1階)	1式2式	<ul><li>1式に次の機器を備えるものとする。</li><li>・キャッシュレス決済端末</li><li>・POSレジ端末</li><li>・自動釣銭機</li></ul>

- ※各窓口において、市民側に操作モニター及び自動釣銭機の支払い口を向けること によりセミセルフレジとして使用することを想定している。
- ※設置場所の窓口カウンターは別紙1「設置場所の概要」を参照してください。なお、機器の設置場所等については、必要があれば現地確認することができる。

#### 5 業務の範囲

- (1) キャッシュレス決済端末等必要機器一式の調達
- (2) キャッシュレス決済端末等必要機器一式の設置

- ア レジの運用に必要な設定
- イ 機器等の搬入
- ウ 機器等設置、設置に伴う調整及び操作テストの実施
- エ その他、必要な調整等

### (3) 保守管理

- ア 運用操作マニュアルの提供及び職員向け操作研修
- イ POSレジシステムの設定変更時の対応
- ウ機器の保守管理、緊急時対応
- エ セキュリティ対策及び安全管理

# (4) その他

本業務の目的に向けた、市民サービス向上、または災害時の対応など本市 に有益となる提案が本業務受託者(以下、「事業者」という。)よりある場 合は、市と協議の上決定する。

# 6 調達機器等

# (1) 共通事項

- ア調達物品は全て新品とする。
- イ 原則として、運用開始から最低4年間は機種の変更を行うことなく、安 定的な稼働を保証するものであること。
- ウ 調達する機器及び機器の構成は、来庁者の使いやすさと窓口の効率的な 運営及び職員の事務負担軽減を重視したものであること。
- エ 構築に当たり必要となる機器やOS、ソフトウェア及び付属品は事業者 が用意することとし、本提案の見積金額に含めること。

#### (2) 各調達機器に関する要件

別紙2「機能要件」を満たすものとする。なお、必要となるインターネット 通信に係る機器構成は別紙3「ネットワーク構成図」を参考とすること。

#### (3) セキュリティ対策

ア POSレジシステムの管理画面は適切な権限管理での運用ができるものとする。

イ インターネット回線を利用することによりウイルス対策を講じる必要が

ある機器を調達する場合 (パソコン端末等) は、当該ソフトウェアの導入等の 措置を講ずるものとする。

- (4) 機器一式の初期設定・設置
  - ア機器一式の初期設定作業費用は見積金額に含めること。
  - イ キャッシュレス決済が可能である旨及び対応決済ブランドの標識は、キャッシュレス決済事業者の負担で用意すること。
  - ウインターネット回線が必要な場合は、本市が用意する。
  - エ 上記ア〜ウ以外に本業務の遂行のため必要な機器の設置及び配線等の工 事が必要な場合は、市が施工し、その費用は市の負担とする。
- (5) 指定納付受託業務
  - ア 指定納付受託業務の対象となる収入 別紙4「指定代理納付の対象とする手数料収納額」のとおり
  - イ 指定納付受託の方法
  - (ア)本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3 第1項に定める指定納付受託者に指定する。
  - (イ)納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払をする 「立替払方式」であること。
  - (ウ) 指定納付受託者は、キャッシュレス決済による交付手数料等の立替金 (以下、「立替金」という。)を、契約書で定める集計期間ごとに集計 し、契約書で定める期日までに、本市指定の口座に納付すること。ただ し、納付期限が金融機関の休日等の場合は、納付期限を金融機関の翌営 業日まで延長することができる。
  - (エ)上記(ウ)に定める集計期間は1カ月以内とする。ただし、各月の締日を月2回設定することも可とする。これらの場合において、集計期間が地方自治法第208条第1項に規定する会計年度を超えることはできない。
  - (オ) 立替金は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法の 種類を問わず、原則として一括して納付すること。
  - (カ) 各月ごとの立替金の内訳明細(設置場所ごと又は端末ごと)及び取扱 手数料の明細等を入金予定日前までに発行し、本市がデータにより確認

できるようにすること。

- (キ)上記(イ)に定める立替払は、本市が利用者に対して有する債権を指 定納付受託者が買い取るものではない。
- (ク) 指定納付受託者は、上記(ウ)に定める納付について、正当な理由がなく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振込を行うべき金額に契約書に定める割合を乗じた金額を、指定する期日までに納付すること。

# ウ キャッシュレス決済手数料

- (ア) 指定納付受託者は、契約書で定める集計期間毎に立替払により納付した交付手数料等の集計を行い、当該交付手数料等に契約書で定めるキャッシュレス決済手数料率を乗じて得た金額をキャッシュレス決済手数料として、設置場所ごとの明細を添えて本市に請求するものとする。
- (イ)本市は指定納付受託者からの請求に基づき、キャッシュレス決済手数料を支払うものとする。または、立替金とキャッシュレス決済手数料を 相殺して納付することも可とする。
- エ キャッシュレス決済対応ブランド

各決済方法について、次に掲げる決済ブランドに対応すること。また、各 決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行すること。

- ①クレジットカード 3社以上ただし、VISA、MasterCard、JCBのうち2社以上を含むものとする。
- ②電子マネー 5 規格以上 ただし、全国相互利用サービスを行っている交通系電子マネー9 種類を 含むものとする。なお、交通系電子マネー9 種類は1 規格とみなす。
- ③コード決済 5 規格以上ただし、PayPay、楽天Pay、d払いから2 規格以上を含むものとする。

# (6) 研修・サポート等

ア 導入に係る研修

事業者は、機器等の職員向け操作研修を機器等設置から稼働までの間に指定する場所において1~2回程度実施すること。実施スケジュールおよび実施方法については、本市と事業者とで協議のうえ決定する。

#### イ サポート体制

- (ア) 本稼働開始時は1名以上の立会を行うこと。
- (イ) 原則として、障害発生時の一次コールを導入機器全てにつき1か所に 統一すること。
- (ウ) サポートデスク等の連絡先はシール等により納入機器に貼り付けた状態で納品すること。
- (エ) バグ修正等のバージョンアップは保守の範疇とし、無償対応できること。
- (オ) マニュアルやバックアップ方法等の取扱い説明書を納品すること。
- (カ) その他サポート体制については、企画提案書にて提案を行うこと。

#### ウ保証

- (ア)窓口の運用時間内(平日8時30分~17時15分、12月29日~ 1月3日は除く)において故障・不具合があった場合は技術者の派遣等 により、原則当日中に対応すること。
- (イ)機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

# 8 保守管理

- (1) 事業者は、運用操作マニュアルを作成し、市へ提供するものとする。
- (2) 事業者は、契約期間中、以下の保守管理等行うものとする。なお、次年度 以降の保守契約についても同様とする。
  - ア 事業者は、設置した機器の保守管理を行うものとする。
  - イ 事業者は、定期的なメンテナンスを行うものとする。
  - ウ 故障その他の理由により、POSレジシステム関連機器が使用できなくなった場合は、事業者は、速やかに正常な稼働状況に復元できるよう、修繕または代替機の設置等対応を実施すること。
  - エ ウの場合において、正常な稼働状況に復元するための費用は、事業者の 負担とする。
  - オ 事業者は、緊急時の対応体制を構築し、体制の変動があった場合には速 やかに体制図及び緊急連絡先等の必要な情報を市に提出すること。
  - カ 事業者は、システムで取り扱う情報を保護するため、セキュリティ対策

を万全にすること。

- キ セキュリティを担保するためウイルス対策ソフトウェアが必要な場合に は、事業者がその導入及び各種設定を実施すること。
- ク その他、保守管理方法については、事業者からの提案に基づき、市と協 議の上、決定するものとする。

#### 9 その他

- (1) 事業者は、仕様書並びに関係法令等を遵守し、本市の指示に従い、連絡を 密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識と経験を有すること。
- (3) 本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために機密保持契約など必要な措置をとるものとする。
- (4) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承諾を得ること
- (5) 本仕様書の内容及び定めの無い事項は、事業者からの提案に基づき市と事業者と協議の上、調整を行い決定する。